

2009年9月11日
郵便事業株式会社

宅配便事業の取扱いについて

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄）は、日本通運株式会社（東京都港区、代表取締役社長 川合正矩）とともに、共同出資によりJPエクスプレス株式会社（東京都港区、代表取締役会長 白金郁夫）（以下「JP EX」）を設立し、本年10月1日の事業統合を目指して、宅配便事業統合に係る認可申請を総務大臣に行うとともに、必要な準備を進めてまいりました。

しかしながら、現時点で総務大臣からの認可が得られていない状況にあるため、10月1日の宅配便事業統合を見送ることいたしました。

したがって、下記のとおり、10月1日以降、郵便事業株式会社として、ゆうパックのサービスを継続して提供してまいります。また、JP EXは、ペリカン便の事業を提供することとなります。

事業統合に係る認可申請については、引き続き、総務省への説明を継続してまいります。

1 ゆうパックのサービスの継続

- (1) 料金、送達日数等のサービスの内容は、従来どおりとし、速達、書留、代金引換等の特殊サービスや料金後納の取扱いも、引き続き提供します。
- (2) 郵便局、郵便事業株式会社支店、提携コンビニ等のゆうパック取扱店でお引き受けし、集配は郵便事業株式会社支店で行うことも変わりません。
- (3) 追跡情報、集荷・再配達のご利用もこれまでと変わりません。

2 JP EXからのペリカン便の集配受託

10月1日以降、一部地域では、JP EXの提供するペリカン便の集荷及び配達を受託し、郵便事業株式会社支店において取り扱います。

3 後納利用のお客様のご希望

料金後納によってゆうパックのご利用をいただいているお客様につきましては、ご希望に応じ、ペリカン便（JP EX掛売）への移行をご案内いたします。

早急にご希望の確認をさせていただきます。

以 上